

# 令和5年度 「地域再生マネージャー事業（外部専門家短期派遣事業）」 手引き

一般財団法人

地域総合整備財団<ふるさと財団>

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-8-1 麹町クリスタルシティ東館12館

【TEL】03-3263-5736 【FAX】03-3263-5732

【E✉】[saisei-ka@furusato-zaidan.or.jp](mailto:saisei-ka@furusato-zaidan.or.jp)

【URL】<https://www.furusato-zaidan.or.jp/>

## 外部専門家短期派遣事業

### 1. 事業概要

地域再生に取り組もうとする市町村に対して、当財団から外部専門家を派遣し、必要な助言等を行うものです。外部専門家が現地調査を行い、地域課題の抽出及び課題解決に向けた方向性の提言を行います。

### 2. 派遣内容

・原則として1件当たり1回（1人）まで

外部専門家は、地域再生マネージャーの中から市町村の要望を反映し財団が選任します。

（1）単独の市町村が派遣を希望：2泊3日で現地調査と報告会を実施、または1泊2日の現地視察と後日オンラインによる報告会

（2）複数の市町村が共同で派遣を希望：複数の市町村が近隣の場合は2泊3日の現地視察、複数の市町村が離れている場合は1泊2日の現地視察をそれぞれの市町村で行い、後日オンラインによる報告会

### 3. 派遣実施期間

令和5年4月1日～令和6年1月31日

### 4. 申請方法

#### （1）申請先

外部専門家の派遣を希望する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。以下同じ。）は、財団に直接申請し、写しを都道府県に送付してください。

#### （2）申請書類

①地域再生マネージャー事業 外部専門家短期派遣事業申請書（別記様式第1）

②その他参考となる資料（様式自由）

※申請様式は、財団ホームページ（<https://www.furusato-zaidan.or.jp/chiiki/>）よりダウンロードできます。

※様式各号については電子データも提出してください。



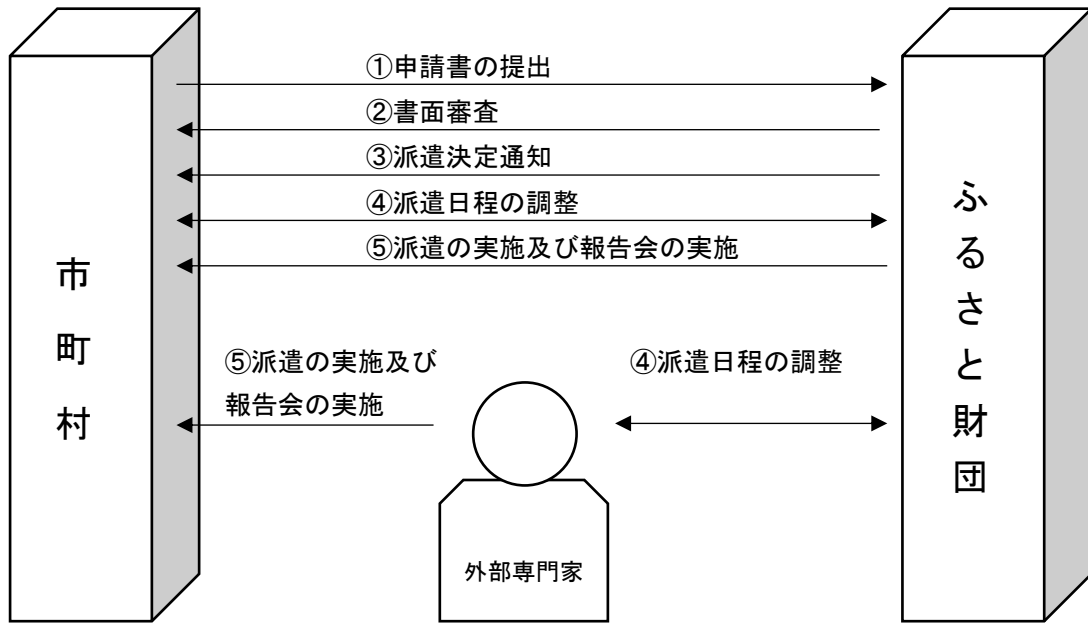


図 事業フロー

## 7. 事業実施後のステップアップについて

本事業の特色として、事業実施後に、「ふるさと再生事業」または「まちなか再生事業」へステップアップする方法があります。

本事業を実施した結果、地域再生の方向性に目処がつき、今後具体的な地域再生事業に取り組んでいく際には、是非この2つの事業による助成をご活用ください。

各事業の詳細は、それぞれ別冊「地域再生マネージャー事業(ふるさと再生事業)手引き」または「地域再生マネージャー事業(まちなか再生事業)応募の手引き」参照してください。

